

令和6年度地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発業務

2 目的

令和6年7月に策定した「新・景観形成に係る技術開発計画」に基づく、ガイドライン策定に向けた地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る技術開発を行う。

3 事業期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日

4 委託業務の概要

- (1) 計画準備
- (2) 技術開発の検討
- (3) 検討委員会・ワーキング会議の設置・運営
- (4) 風景づくり協議会への報告
- (5) 打合せ協議
- (6) 報告書作成

5 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

5-2 計画準備

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

5-3 技術開発の検討

① 与件の整理・基礎調査

ア 既往調査等の整理

参考事例・既往研究等を整理する。

イ 関係自治体ヒアリング

関係自治体よりアンケート・ヒアリングを行い、自治体の景観計画における色彩基準に関する分野の基準及び運用上の課題を確認する。

ウ 景観計画運用上の課題整理

上記イ（関係自治体ヒアリング）で確認した運用上の課題を整理する。

② 色彩調査手法の整理

土地利用に馴染む色や違和感のある色等を抽出し類型化を行うため、色彩調査の手法を検討し整理する。

③ 技術開発実施方針の策定

技術開発実施方針として以下の項目について整理する。

ア 目的・目標、取組対象などの設定

イ 具体的な技術開発手法、効果検証の方法、実施回数等

④ 土地利用特性別の類型化

土地利用特性に応じた対象エリアをモデル毎に類型化（市街地、住宅地、農地等）する。

5-4 検討委員会・ワーキング会議の設置・運営

① 検討委員会の設置・運営

有識者や専門家団体等から成る検討委員会の設置を支援し、業務期間中に開催する委員会の運営を支援するとともに、議事録を作成し、関係者に内容の確認を行う。

② ワーキング会議の設置・運営

全関係者で構成される調整会議を適宜開催し、取組の目的・目標の共有、進捗確認・課題共有等の情報交換を行う。

※委員への報償費（日額 8,400 円）及び旅費（費用弁償）は委託料から支出するものとする。

5-5 風景づくり協議会への報告

国、県、市町村及び関係団体から成る“美ら島沖縄”風景づくり協議会へ情報共有を図ることを目的に、取組内容の報告資料を作成する。

5-6 打合せ協議

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ協議を行う。

①業務着手時

②中間（3回程度）

③成果品納入時（業務完了時）

5-7 報告書作成

本業務の内容をとりまとめた報告書を作成し、次年度への申し送り事項を整理する。

6 成果品

(1) 報告書 A 4判カラー150P 程度 1部

本業務に係る支出については、内容を確認できる資料を提出すること。

(2) 当該業務に係るデータ一式（CD-R 等）

7 配置技術者について

(1) 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。

①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

- ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- (3) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同様とみなす。
- (4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかになった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

8 保険加入

受注者は、共通仕様書 1139 条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）

〇〇共通仕様書 第〇条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

9 その他

- (1) 別途実施される沖縄県の景観施策（風景づくり協議会等）との連携や調整が必要な場合は、対応しなければならない。
- (2) 報告書に他者が権利を有する著作物（写真等）を使用する際は、その使用許諾に関する手続きを受託者にて行うものとする。
- (3) 検討委員会及びワーキング会議に係る会場費は、精算変更の対象とする。
- (4) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- (5) 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。